

松本市防災都市づくり計画

城下町松本市の特長を踏まえた災害に強い
'命を守る都市'の速やかな実現

自助・共助の取組みを促進し
'市民との連携'による防災都市づくり

○松本市防災都市づくり計画

「地震対策」を主とした松本市防災都市計画に、近年の地球温暖化による降雨強度の増加、頻発するゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨、河川の氾濫による市街地の浸水などを受けて「水害対策」を加え令和4年8月に改定。ホームページで公開。
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/81/88090.html>

○自助・共助の取組の促進

災害対策：国や県、市によるインフラの整備を含む行政対応+自助・共助の取組
 市民一人ひとりが自分のまちにどのようなリスクがあるのかを理解し、市民も防災都市づくりの担い手であるという意識を持つことが重要

○地区別防災カルテ

改定に併せて作成した『地区別防災カルテ』は**未完成**



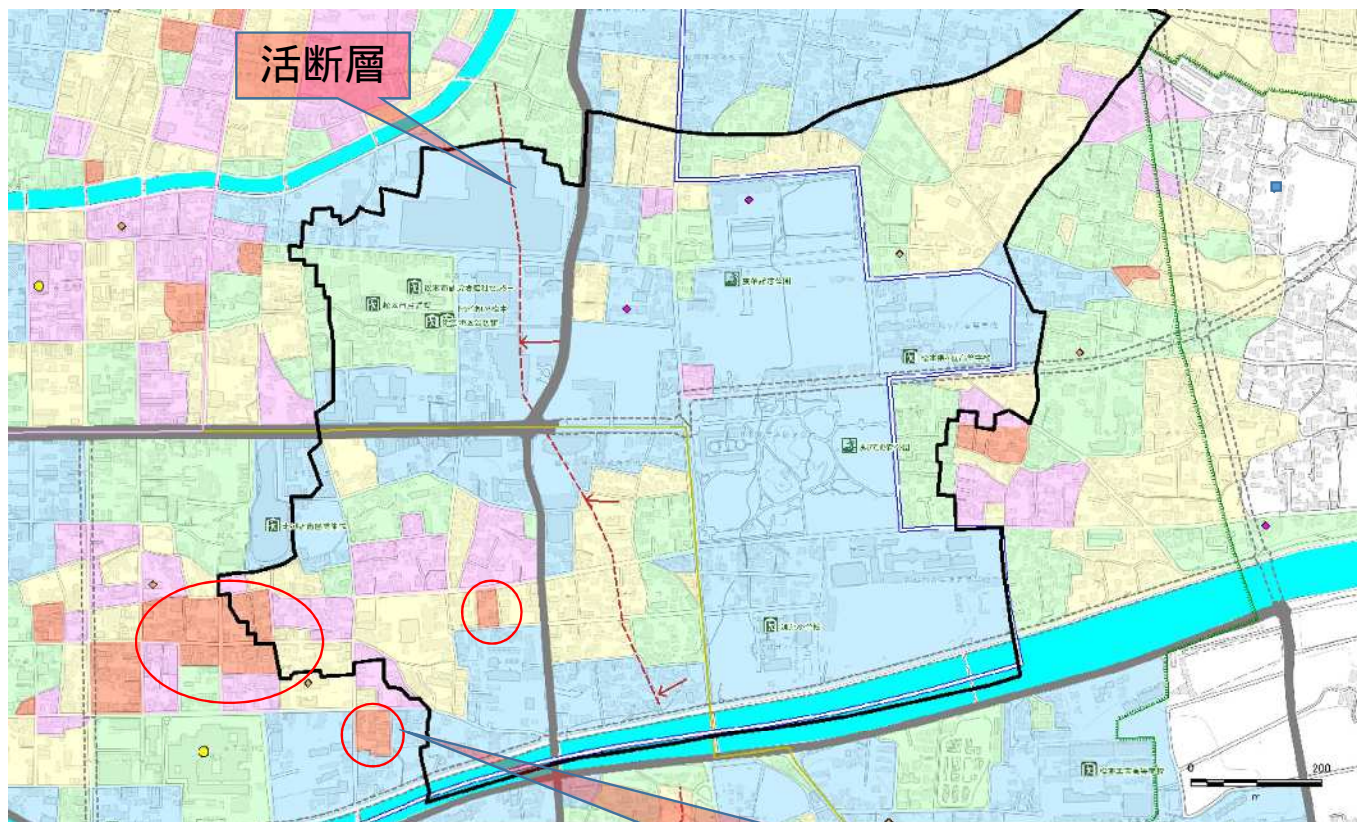
地域特性 地形やハザード情報や指定避難所や国県道に加え、
老朽住宅密集地や高齢化率が高いエリア（震災編・水害編）
適時見直しが必要。令和5年度にはハザードマップ改定予定

自主防災活動 災害発生時の避難に支援を要する要配慮者（避難行動要支援者）の避難計画
誰を（高齢者、乳幼児、児童、妊産婦、障がい者など）
誰が（近隣や町会や地区の方）
どこへ（自宅2階、指定避難所）
どの経路で避難させるのか。

町会や地区で作成

令和2年度に実施した災害危険度判定調査を基に、**震災時のリスクが高いエリア**（右の4指標のうち、「危険度が高い」項目数が多い街区）を**赤色（赤が濃いほど危険度が高い）**で表示。

土砂災害警戒区域、地すべり警戒区域、活断層等のハザード情報に加え、**高齢化率が高いエリア**（65歳以上の人口割合が42%以上）を重ねて表示。



震災時のリスクが高いエリア

建物倒壊危険度

老朽化した建築物（S56年以前の木造建築物やS46年以前の非木造建築物）の棟数率60%以上で倒壊する危険度が高い。

道路閉塞危険度

道路の幅員が狭く、沿道の老朽建築物が倒壊して通行できなくなり、避難が困難（阪神淡路大震災では幅員4m未満は全て閉塞し、幅員8m以上は自動車交通可能）

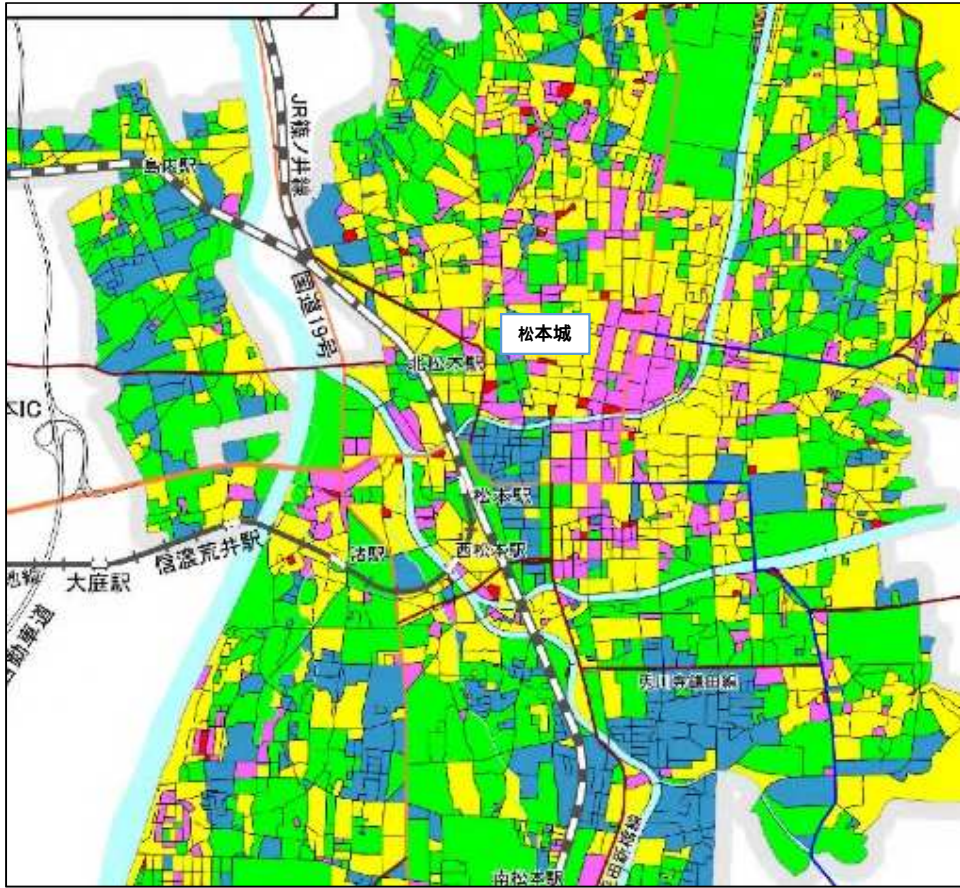
避難危険度

指定緊急避難場所までの徒歩（500m以内）による避難が困難

延焼危険度

街区全体面積（水面・緑地・公園・広場・道路を除く）に占める木造建築物の建築面積割合30%以上で延焼する危険度が高い。

建物倒壊危険度

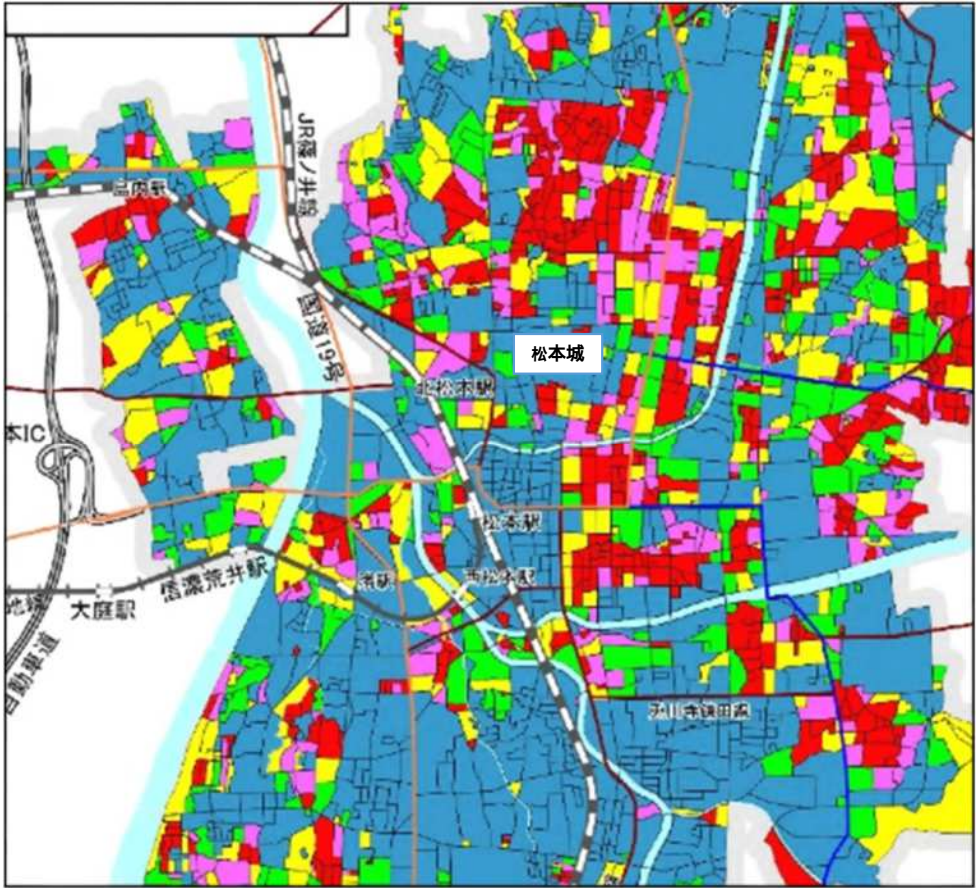


凡例	危険度	老朽建築物棟数率
Blue	1	20%未満
Green	2	20%以上 40%未満
Yellow	3	40%以上 60%未満
Pink	4	60%以上 80%未満
Red	5	80%以上

老朽建築物：S56以前に建築された木造建築物
S46以前に建築された非木造建築物

建物倒壊危険度
老朽化した建築物（S56年以前の木造建築物やS46年以前の非木造建築物）の棟数率60%以上で倒壊する危険度が高い。

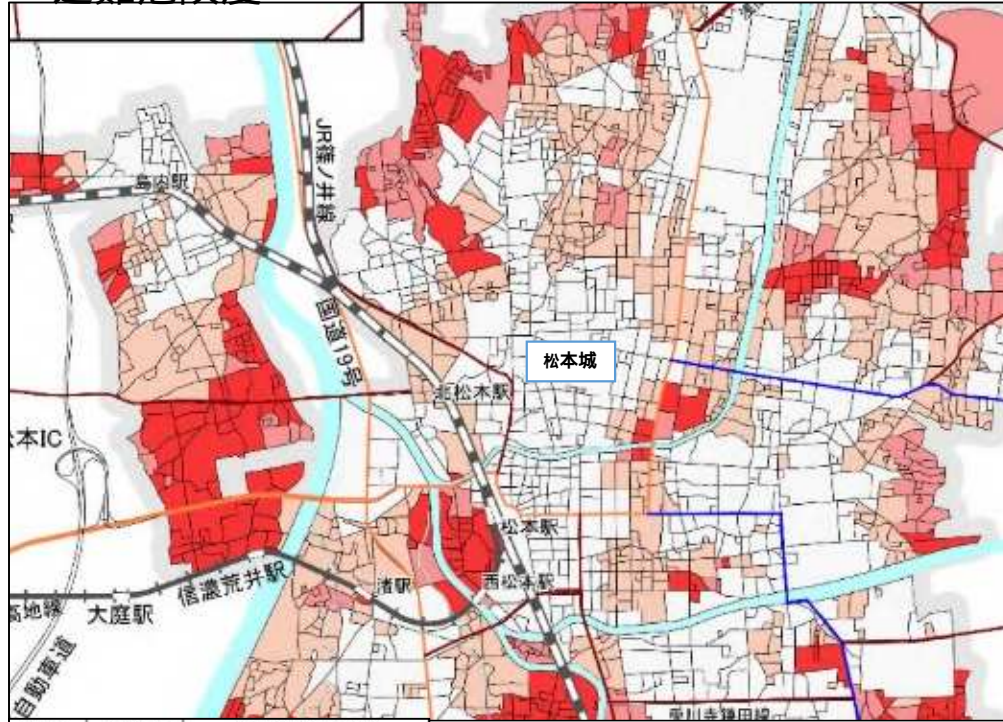
道路閉塞危険度



凡例	危険度	道路閉塞確率
Blue	1	40%未満
Green	2	40%以上 50%未満
Yellow	3	50%以上 60%未満
Pink	4	60%以上 70%未満
Red	5	70%以上

道路閉塞危険度
道路の幅員が狭く、沿道の老朽建築物が倒壊して通行できなくなり、避難が困難（阪神淡路大震災では幅員4m未満は全て閉塞し、幅員8m以上は自動車交通可能）

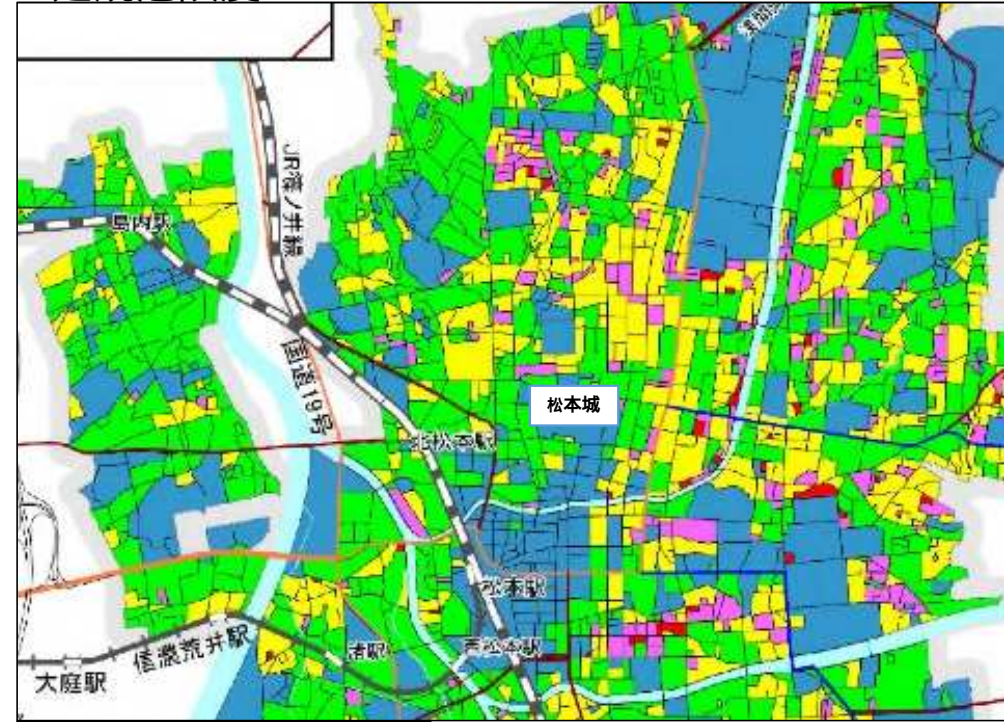
避難危険度



凡例	危険度	緊急避難困難性
	1	避難可能街区
	2	避難困難街区
	3	
	4	

避難危険度
指定緊急避難場所までの徒歩
(500m以内)による避難が困難

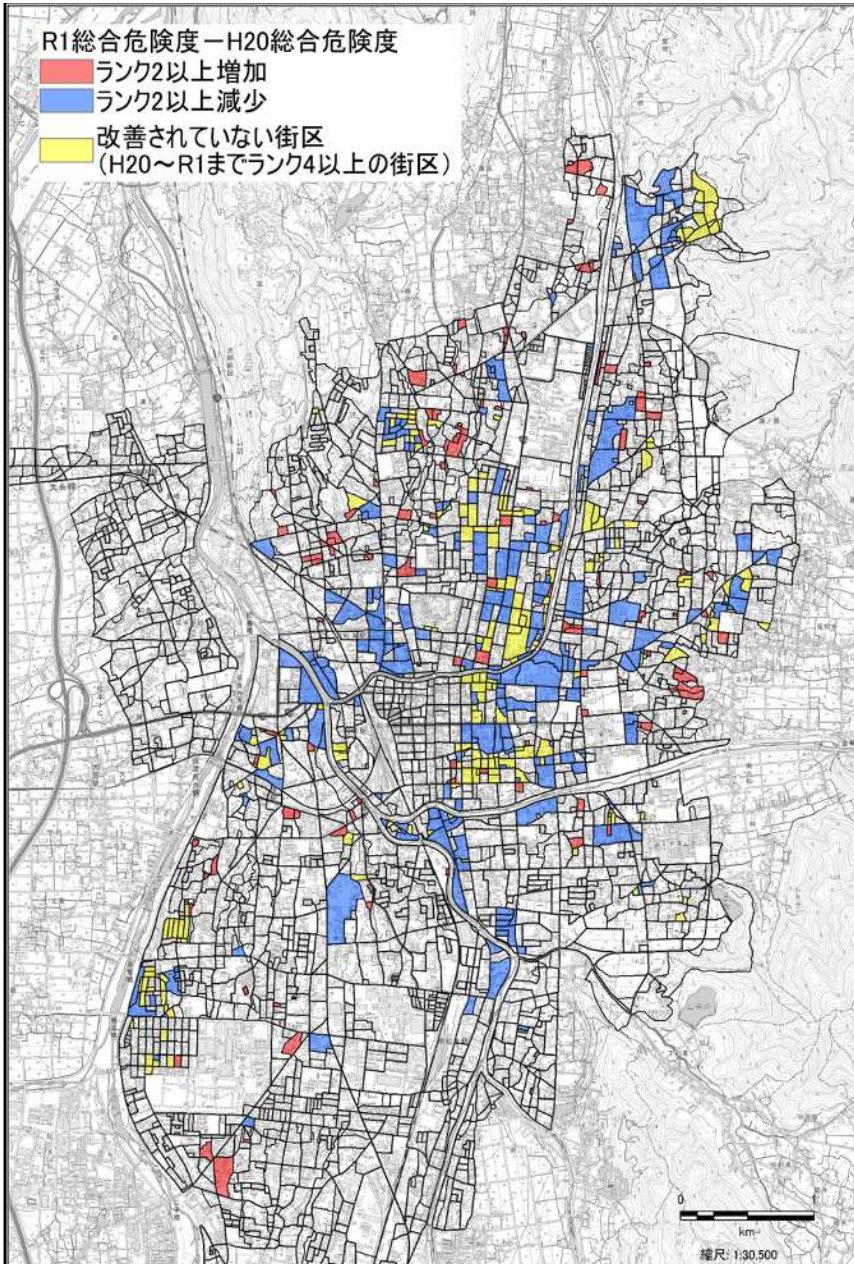
延焼危険度



凡例	危険度	不燃領域率	木防建べい率
	1	70%以上	
	2	70%未満	20%未満
	3	70%未満	30%未満
	4	70%未満	40%未満
	5	70%未満	40%以上

延焼危険度
街区全体面積（水面・緑地・公園・広場・道路を除く）に占める木造建築物の建築面積割合30%以上で延焼する危険度が高い。

松本市ホームページで公開中



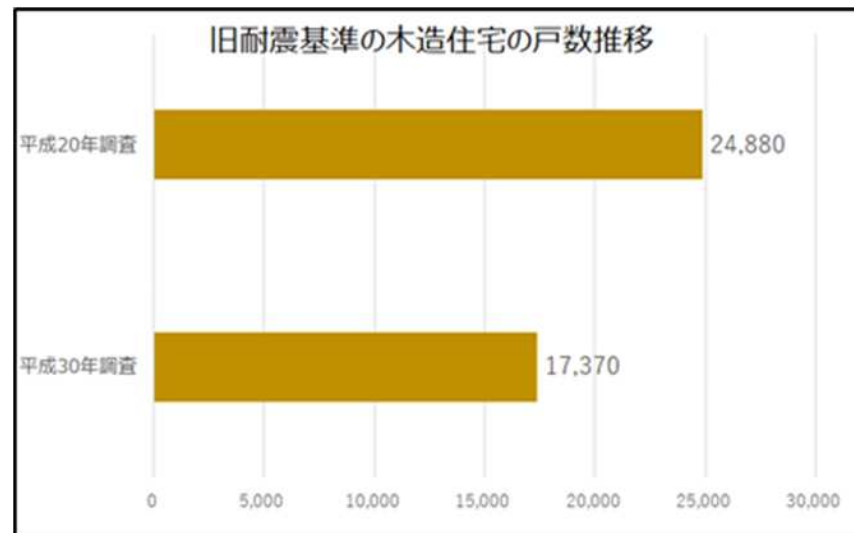
■平成20年度と令和元年度調査のランク変動

		令和元年度総合危険度				
		1	2	3	4	5
平成20年度 総合危険度 (総数2,201街区)	1	250	124	34	13	4
	2	205	429	152	30	14
	3	66	168	171	64	22
	4	15	74	128	68	25
	5	5	13	45	54	28

2ランク以上増加:117街区

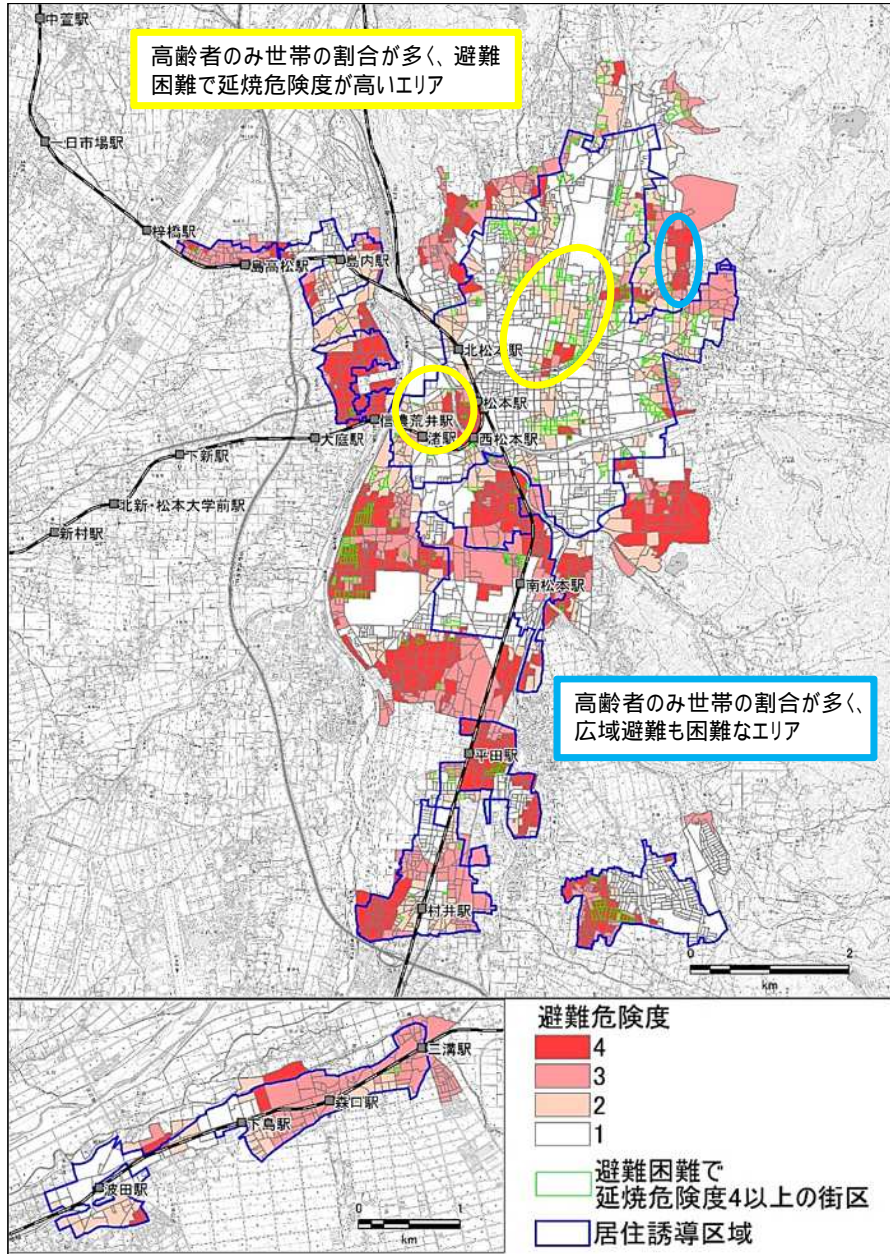
ランク4以上で改善なし:175街区

13%の街区で老朽建築物の建替えなど改善が進んでいない。



・住宅・土地統計調査によれば、平成20年から30年までの10年間で、旧耐震基準の木造住宅は7,510戸(約30%)減少。

17,370戸(木造住宅の約28%)残っています。



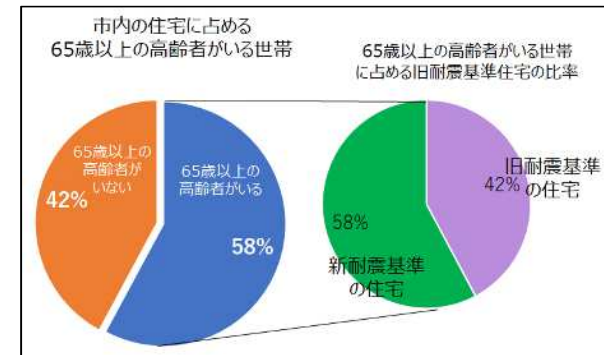
■避難困難区域

危険度	凡例	分類	定義	街区数		地区面積(ha)	
1	□	避難可能街区	避難距離500m以内	1,244	34.7%	1,289	40.0%
2	□	避難困難街区	避難路不足街区	874	24.4%	615	19.1%
3	□		避難地不足街区	689	19.2%	633	19.7%
4	■		避難路・避難地不足街区	774	21.6%	685	21.2%
計				3,581	100.0%	3,222	100.0%

・住宅土地統計調査によれば、松本市内の住宅約57,000戸の内、約58パーセント(約33,000戸)に高齢者が住んでおり、その約42パーセント(約14,000戸)は、旧耐震基準の高齢者住宅。このことから、高齢者が耐震補強しやすい環境を整える必要があります。

・旧耐震の住宅は、居住者が高齢化し、高齢者のみの世帯も多く、**経済的や意欲的に建替えが困難**になることから、**リバースモーゲージ型住宅ローン**や**高齢者向け返済特例制度(リフォーム融資)**()等を活用できるように啓発し、住宅の建替え、耐震化を促進する必要があります。

高齢者がいる世帯と住宅の耐震基準の関係

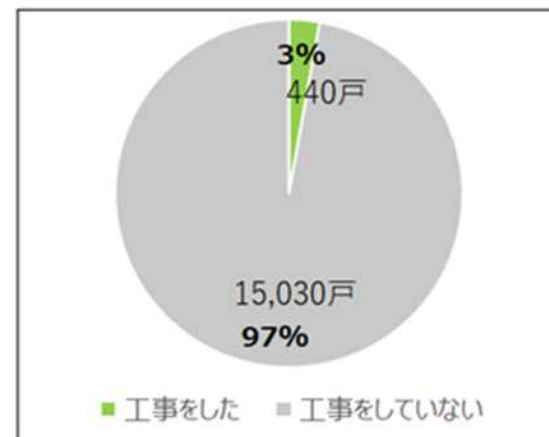


リバースモーゲージ型住宅ローン
・高齢者向け返済特例制度(リフォーム融資)

高齢者の方が自宅、土地を担保に融資を受け、改築及びリフォームを実施。契約者が亡くなった後に担保である住宅や土地を売却して返済する仕組み。

住宅・土地統計調査によれば、平成26年から30年までの5年間で、耐震改修工事を行った旧耐震の木造住宅は440戸ですが、この間の市の補助金による耐震補強工事の実施数は、43件（約10パーセント）です。

■旧耐震基準一戸建て木造住宅の耐震改修工事状況(平成26年から30年の5年間)



市民向けの耐震対策とその実施状況（補助事業等）

・木造住宅無料耐震診断事業 （旧耐震の木造在来構法による戸建ての個人住宅など）	（住宅課）	無料	平成21～令和2年度	計929件
・木造住宅耐震補強工事補助事業	（住宅課）	上限100万円	平成21～令和2年度	計188件
・生垣設置補助交付金事業 （ブロック塀解体を含む）	（公園緑地課）	上限20万円	平成21～令和2年度	計130件
・ブロック塀等撤去事業	（建築指導課）	上限10万円	平成31～令和2年度	計54件
・耐震シェルター・耐震ベッド等設置事業	（住宅課）	上限20万円	平成25～令和2年度	計4件
・災害危険住宅移転事業補助金	（住宅課）		平成21～令和2年度	計2件
・家具転倒防止事業 （75歳以上の高齢者など）	（住宅課）	上限2万円	平成28～令和2年度	計11件
・空家利活用等補助	（住宅課）		令和2年度	計0件
・老朽危険空家除却費等補助	（住宅課）	上限50万円	令和2年度	計2件

耐震シェルター



家の内部に耐震シェルターを設置



建物が倒壊しても耐震シェルターは残存

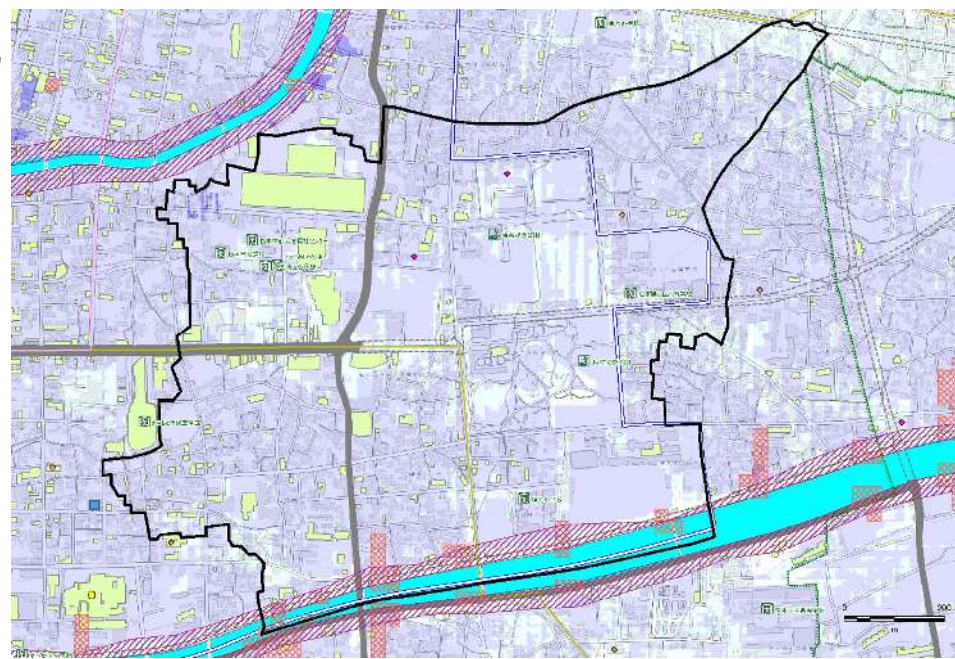
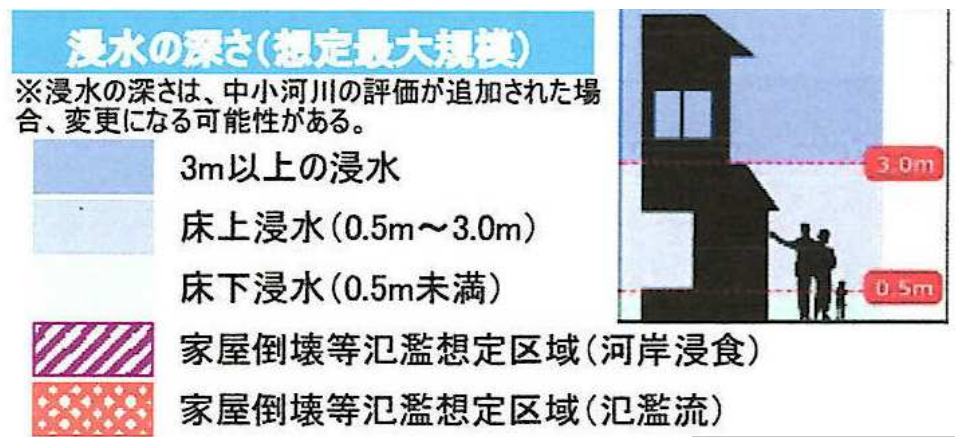
事業対象条件

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。在来工法。長屋及び共同住宅以外の個人住宅。
- ・市の無料耐震診断で総合評点1.0未満
- ・1階に設置
- ・補助対象経費の2分の1に相当する額（20万円を上限）
- ・前年の所得合計が、1,200万円以下

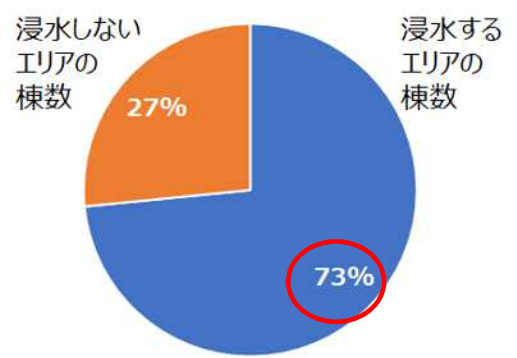
耐震ベッド



令和3年6月に全戸配布したハザードマップの1000年に一度(年確率0.1%)程度起こる大雨の場合(想定最大規模)をベースに作成。
 特に「浸水深5mと10mを3m以上の一括りで表示」「3階以上の建物を表示」



L2 浸水範囲の建物棟数割合(重点検討区域)



**想定最大規模の大雨で、重点検討区域の73%の建物が浸水
 しかし、そのほとんどの建物(97%)は2階への垂直避難が有効**

浸水深ランク	建物棟数	総棟数比率	木造				旧耐震
			不明	1階	2階	3階以上	
ランク4: 5~10m未満	1棟	0.00%	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
ランク3: 3~5m未満	1,624棟	2.29%	812棟	15棟	262棟	527棟	8棟
ランク2: 0.5~3m未満	34,806棟	48.98%	18,111棟	369棟	6,119棟	11,406棟	217棟
ランク1: 0.5m未満	15,754棟	22.17%	8,108棟	176棟	2,653棟	5,200棟	79棟
総計	52,185棟	73.43%	27,031棟	560棟	9,034棟	17,133棟	304棟

重点検討区域内の総棟数: 71,065棟

構造的に垂直避難不可

家屋倒壊等氾濫想定区域

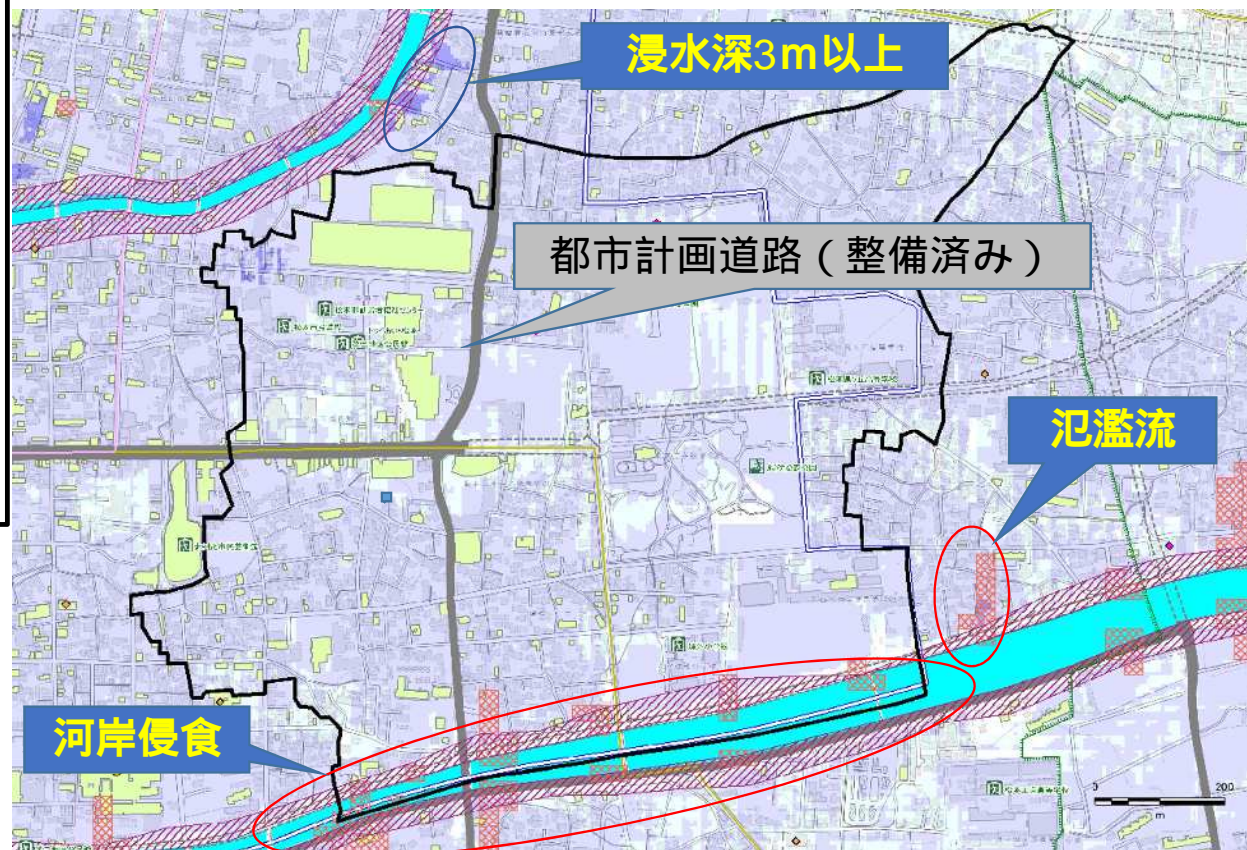
・河岸侵食

河川の激しい流れにより河岸が侵食され、土地が流出し、家屋が流出・倒壊する恐れのある区域

・氾濫流

洪水で堤防が決壊することで、河川から流れ出る水の力により、木造2階建て家屋が流出・倒壊する恐れがある区域

浸水深3m以上想定区域

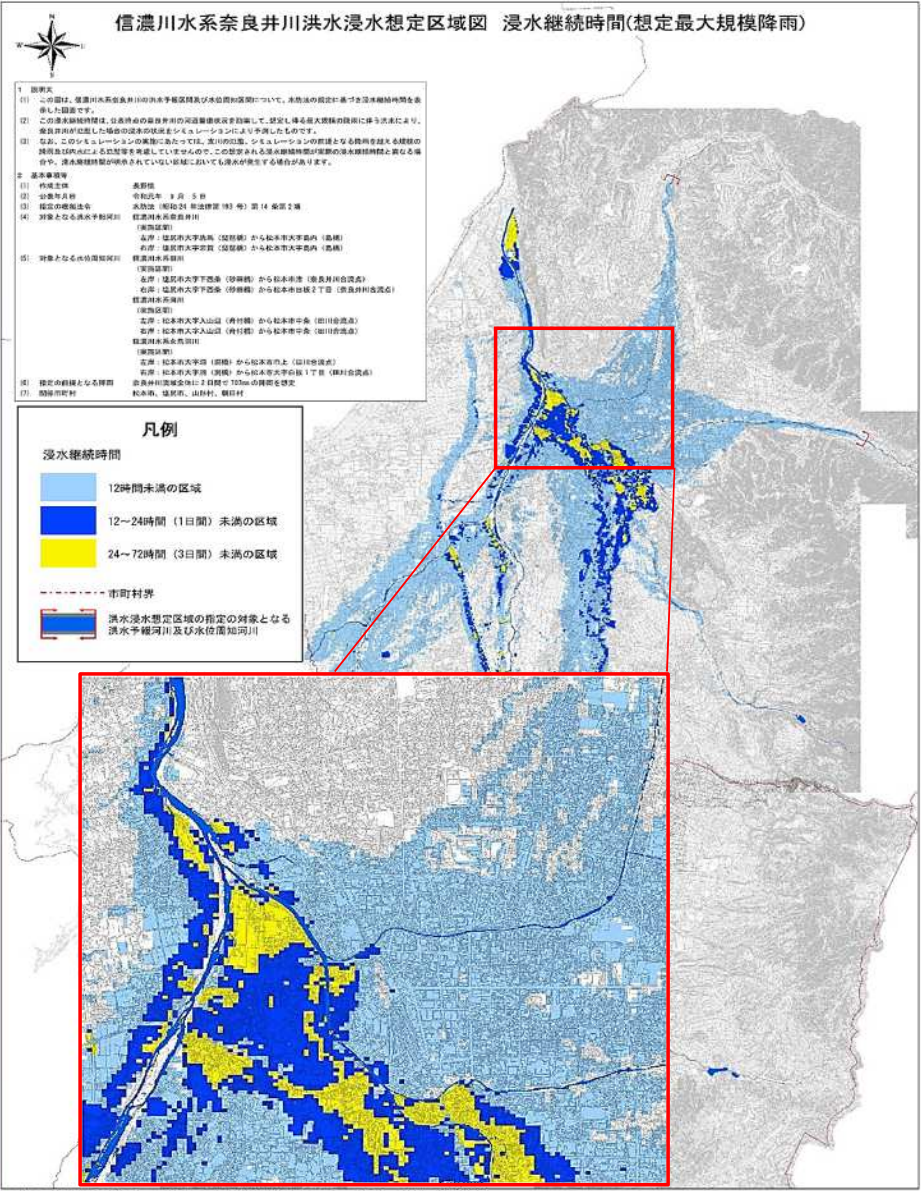


早期の水平避難
高齢者等避難(車両避難)

垂直避難が有効でない「高齢者」

浸水深ランク	年少人口	生産人口	老年人口	総計	総人口比	高齢者のみ世帯	単身高齢者	子育て施設
ランク4: 5~10m未満	0人	0人	0人	0人	0.00%	0世帯	0人	0棟
ランク3: 3~5m未満	499人	1,979人	734人	3,212人	2.34%	485世帯	222人	0棟
ランク2: 0.5~3m未満	8,479人	40,583人	17,558人	66,620人	48.52%	11,754世帯	5,027人	14棟
ランク1: 0.5m未満	4,364人	19,410人	7,643人	31,417人	22.88%	4,897世帯	2,008人	12棟
総計	13,342人	61,972人	25,935人	101,249人	73.74%	17,136世帯	7,257人	26棟

重点検討区域内の総人口: 137,304人



松本市内及び周辺の浸水継続時間は、**最長72時間**
特に 田川沿い、田川と奈良井川の間



避難所開設が遅れることが想定されるため、自助努力により自宅へ備蓄し、浸水しない上階等に保管すること等が対策として考えられます。

浸水時、膝（水深50センチメートル）以上で多くの人は避難困難となり、更に流速2.0メートル以上であれば、水深20センチメートルでも避難困難とされています。

実際には、溢水の水質は泥水で視認性も悪いため、道路縁石や浮上したマンホール蓋が見えなくなる水深で、避難行動に大きな障害となります。

そのため、浸水深3メートル未満であれば1階部分が床上浸水する高さに相当することから、2階以上への「垂直避難」が有効とされています。

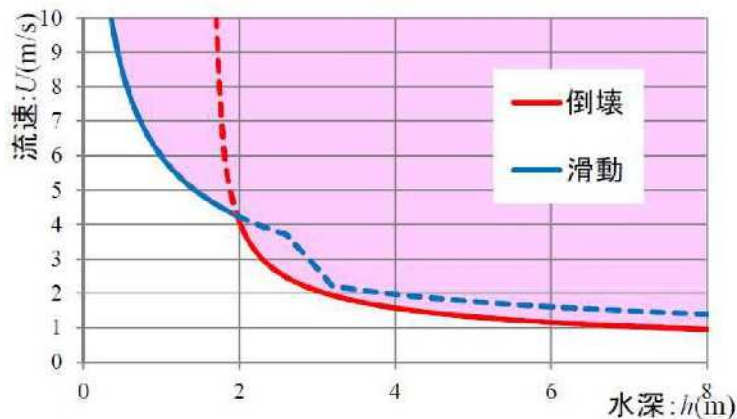
旧耐震住宅の建替えは、災害への過度な不安を払拭するための、とても有効な手段の一つと考えられます。

また、洪水発生時には、浸水継続時間が長いエリアを考慮し、速やかに避難所へ物資を届けられるルートを、早期に確認・確保する必要があります。

この地図は、国土院の洪水浸水想定区域図を基に、国土院の洪水浸水想定区域図を基に作成されたものであり、実際の浸水状況とは異なる場合があります。また、この地図は、国土院の洪水浸水想定区域図を基に作成されたものであり、実際の浸水状況とは異なる場合があります。

- 1 老朽化した建築物（S56年以前に建築された木造建築物やS46年以前に建築された非木造建築物）の建替えや耐震化で、屋内の安全が確保できる
- 2 日常的な避難路の点検により、震災時の避難路の安全が確保できる
老朽化した建築物が多く、高齢者率の高い地域の把握に努める

- 1 「河岸浸食」は水平避難
- 2 浸水深3m未満は2階への垂直避難
- 3 上記でも「氾濫流」の木造は水平避難
- 4 浸水深3m以上は、3階以上への垂直避難か水平避難
（あらかじめ近隣の3階建て以上の建物所有者と協定を結ぶ等）
高齢者など避難行動要支援者は垂直避難でさえも困難な場合があるため、状況の把握に努める



木造家屋の倒壊等限界の試算例

※木造2階建て家屋について氾濫流により倒壊等に至る状況を想定したものであり、あくまでもモデル的な家屋、荷重条件等を想定しての計算結果であることに留意が必要

氾濫流が一定の流速、水深以上となる場合には、一般的な木造家屋については倒壊のおそれと考えられる。例えば、1階部分が水没する3m程度の水深で、流速が5.0m/s程度に及ぶ場合には倒壊等のおそれがあるとみられる。

なお、平成16年7月新潟・福島豪雨において刈谷川からの氾濫で15軒が全壊する等の被害が発生したが、この再現シミュレーションでは、堤防決壊地点付近で流速が7.0m程度になるとの報告もある。

その他、考慮する必要がある項目

- ・災害発生の時期や時間帯により避難計画は変わる為、ケースごとの計画を立てる必要がある。

<p style="text-align: center;">平時の備え</p>	<p style="text-align: center;">災害時の対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の学習 ・ 情報の収集及び伝達 ・ 防災資機材を利用した初期消火 ・ 避難（避難行動要支援者を含めた） ・ 防災資機材を利用した救出救護 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 150px;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <p>等の防災訓練</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の避難所の利用方法や運営支援の学習 ・ 町会や地区で完成させた防災カルテの配布と確認 ・ 災害発生時の避難等に特に支援を要する要配慮者の把握 （「避難行動要支援者」はプライバシーに対する同意が必要） ・ 防災資機材の備蓄 ・ 地区防災計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 避難誘導活動 ・ 救出救護の実施及び協力 ・ 炊出し等の給食給水活動 ・ 避難所運営の支援

在宅避難者に対する支援

指定避難所を利用するのは、自宅が損壊して住み続けることができない、又はその恐れがある人に限定されます。**大多数の市民は、電気・水道・ガス等のライフラインが停止した状態で、自宅での避難生活を続けることとなります。**特に、令和2年以降の新型感染症の蔓延時のような状況では、3密回避のために、計画人数の避難者を受け入れることが困難になる可能性があるため、市民が自宅で生活を続けられるように、古い木造住宅の耐震対策を進める必要があります。

逃げ遅れ防止のために、町会や地区レベルでの、避難行動要支援者の避難支援

平時から、共助による避難支援の訓練や啓発活動実施（地区別防災カルテの活用）

令和元年台風19号等の近年の災害では、国内で多くの高齢者や障がい者の方等が被害にあわれている状況を踏まえ、災害時には、**自力での避難が困難な方への支援が不可欠**です。

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、**個別避難計画を作成することが市町村の努力義務**となっており、本市でもこれに対応する必要があります。

本市でも、「**松本市災害時要援護者支援プラン**」を作成し、避難についての取組みを進めてきたところですが、こうした取組みを更に進めていく必要があります。

要配慮者の状況把握・誘導體制の強化（地区内の要支援者名簿の作成等）

自主防災組織の協力と訓練の実施

個々人の安全な避難

- ・安全な避難ルートの確保
- ・確実な早期避難のための連絡
- ・確実な早期避難のための要支援者への支援実施

防災教育や防災知識の普及

- ・平時の啓発・訓練活動（地区別防災カルテの活用）

災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信

- ・避難支援のための情報周知（危険箇所、マニュアル、GIS情報等）

「川の水位情報」 一般財団法人河川情報センター

<https://k.river.go.jp/>

「信州くらしのマップ」 長野県

<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/>

「長野県河川砂防情報ステーション」 長野県

<https://www.sabo-nagano.jp/>

「松本市ハザードマップ」 松本市

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/228/50200.html>

地域が浸水する前に早期避難する体制づくり

避難先だけでなく、浸水しない安全なルートをエリアごとに確認

市が発令する「避難情報」の確実な伝達

（防災行政無線、松本安心ネット、災害電話サービス、市公式SNS等）

エリア内の要支援者等の逃げ遅れ防止のために、避難情報 警戒レベル3 「高齢者等避難」の段階で確実に

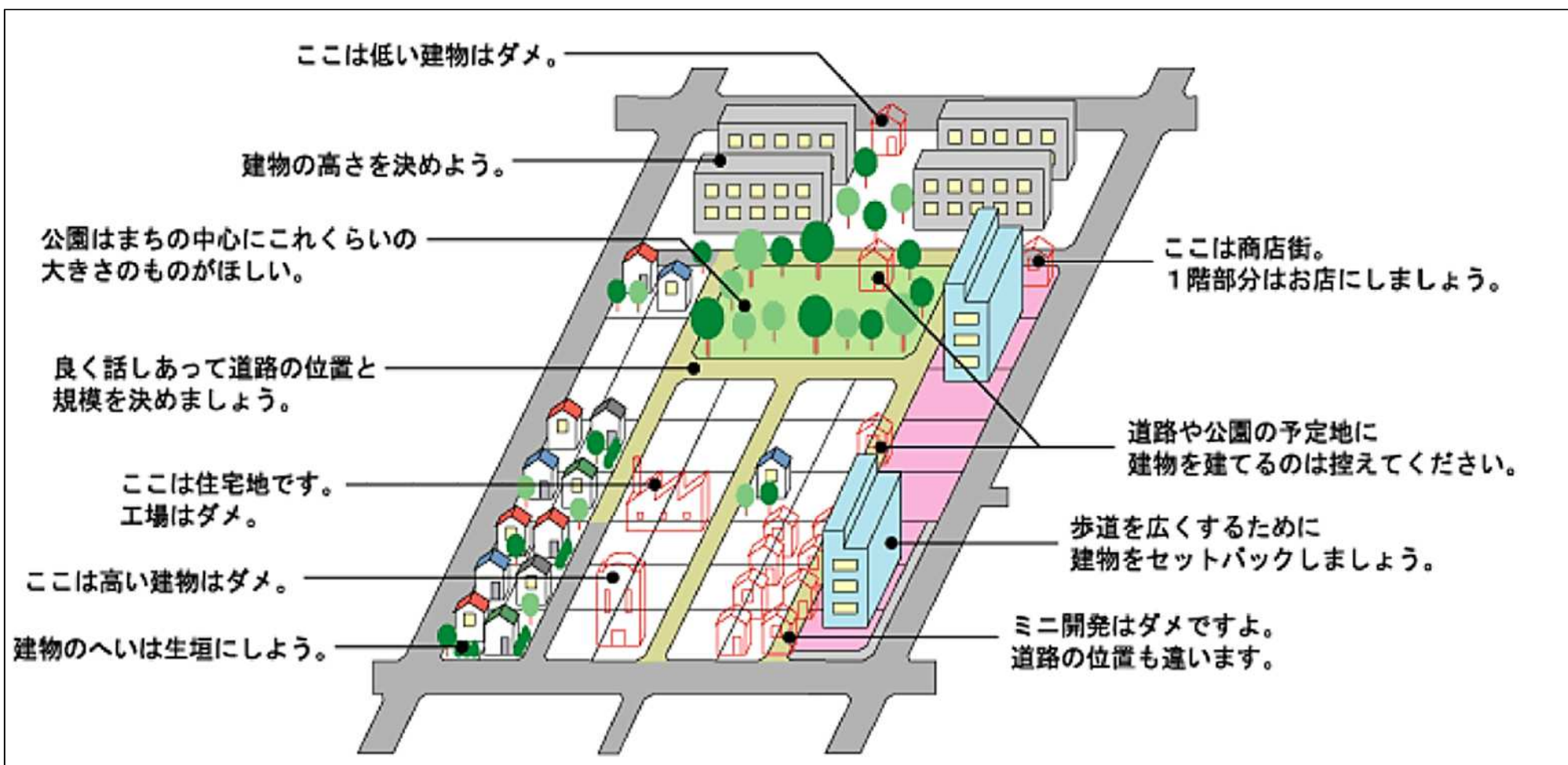
浸水しない安全な場所に避難

地域住民全体の確実な避難のために、自助・共助の視点で避難のタイミングや方法について、平時から周知・訓練

安全かつ確実に避難するための支援

地区内の住民で合意したまちづくりのルールを、「地区計画」という形で都市計画決定し、住環境の改善・維持を図ることは、用途地域以上のきめ細かな防災都市づくりには有効です。

既存市街地を安全なまちにしていくには、各戸の建替え時期が異なるため、長い期間を要します。



近年頻発する大規模な水害に対応するためには、「流域治水」の考え方にに基づき、国・県・市だけでなく市民や民間事業者も含めた、河川への雨水流入抑制と洪水防止の様々な取り組みが必要です。

支流の流出抑制

- ・ 雨水貯留施設の設置、市街地農地の保全、水田及びため池の活用による雨水貯留

市街地の浸水被害軽減のため、これまでの治水対策に加え、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を留めることを主体とした「流域治水」の取り組みを推進させる必要があります。



(震災) 施策・メニュー

施策	自助	共助	公助	施策の内容	担当部署
1. 都市施設の整備					
施策1 防災道路ネットワークの整備					
幹線道路の防災機能確保に向けた整備				・未整備都市計画道路の事業促進	建設課
				・都市計画道路の計画決定および計画変更	交通ネットワーク課
				・整備済み都市防災道路の防災性能チェック	都市計画課
				・道路整備五箇年計画への反映	建設課
				・緊急輸送路等の機能の確保	危機管理課 建設総務課
生活道路の防災機能確保に向けた防災意識の醸成				・地区及びコミュニティ単位での道路整備	建設課
				・狭あい道路の整備	建築指導課
				・道路施設の計画的な維持管理、修繕による安全性の確保	維持課 建設課
2. 建物の防災性強化					
施策2 都市防災道路沿道の防災性強化					
				・都市防災道路沿道建物の耐震化促進	建築指導課
施策3 個々の建物等の防災性強化					
				・ <u>個々の建物・敷地の安全確保等</u>	建築指導課 住宅課 公園緑地課

3. 規制誘導策の適用					
施策4	都市計画手法等の適用			・防火地域・準防火地域の指定検討	都市計画課
				・街区単位での防災性向上検討	都市計画課
				・誘導区域内における都市機能の強化に合わせた防災性の向上	都市計画課
4. 防災まちづくりの実効性確保					
施策5	地区防災まちづくり活動の推進			・自主防災組織活動の推進	危機管理課 地域づくり課
				・行政機関・市民との緊密な連携	危機管理課 地域づくり課
5. 災害危険度判定の見直しと市民との共有					
施策6	災害危険度判定の見直しと市民との共有			・都市計画基礎調査等の定期的な調査の実施・実態の把握	都市計画課
				・5年毎の災害危険度判定の見直しと市民との共有	都市計画課
6. 市民の確実な避難					
施策7	安全な避難場所の周知と支援				
	指定避難所・指定緊急避難場所の指定・利用			・安全な避難場所の周知と共有	危機管理課
	指定避難所の活用と在宅避難者に対する支援			・災害時に（自宅や避難所で）安全な生活を送るための支援	危機管理課 福祉政策課
施策8	確実な避難の実施				
	リスクの高いエリアや避難ルートの抽出・周知			・避難に関するリスクの高いエリアの周知と避難ルートの情報共有	都市計画課
	要支援者名簿等の情報整理と個別避難計画の作成			・要支援者の把握・名簿掲載、個別避難計画作成	危機管理課 福祉政策課

(水害) 施策・メニュー

施策	自助	共助	公助	施策の内容	担当部署
1. 市民の確実な避難					
施策1 安全な避難場所の確保					
安全な避難場所の周知と共有				・浸水しない避難場所の確認、自宅の浸水深の確認（市民周知）	消防防災課
垂直避難場所の確保の推進				・松本市災害時サポート事業所登録等による垂直避難場所の確保及び情報提供	危機管理課
災害時の安全な生活支援				・災害時に（自宅や避難所で）安全な生活を送るための支援	危機管理課 福祉政策課
施策2 確実な避難の実施					
個々人の安全な避難				・水害時でも安全な避難ルートの確保	危機管理課 消防防災課
				・確実な早期避難のための連絡	危機管理課 消防防災課
				・確実な早期避難のための要支援者への支援	福祉政策課
防災教育や防災知識の普及				・平時の啓発・訓練活動	危機管理課 消防防災課
災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信				・避難支援のための情報提供（危険箇所、ハザードマップ、マニュアル、GIS情報等）	危機管理課 消防防災課

2. 浸水対策の実施

施策3 流域治水の推進

支流の流出抑制				・農地の保全、雨水貯留等の取組み	農政課 農業委員会事務局 耕地課
支川氾濫抑制、内水被害の軽減				・支川、水路における氾濫抑制対策他	河川管理者（県、市）
				・グリーンインフラの推進	県 市（建設部）

施策4 建築物の浸水対策

・浸水対策設備の設置				・土嚢、止水板等の資材・設備の整備	公共施設マネジメント課
------------	--	--	--	-------------------	-------------

施策5 雨水及び下水の処理能力の強化

・浸水想定エリアの雨水処理対策				・雨水渠、雨水貯留槽整備 ・河川水路網整備	建設課 下水道課
-----------------	--	--	--	--------------------------	-------------

3. 都市計画手法の活用

施策6 土地利用の規制・誘導

土地利用の規制				・浸水想定エリアに対する開発や土地利用の規制	都市計画課 建築指導課
土地利用の誘導				・立地適正化計画による居住誘導区域の再検討（危険な浸水エリアの検討）	都市計画課

4. 災害危険度判定の実施

施策7 <水害版> 災害危険度判定の実施と市民への公表

				・<水害版> 災害危険度判定の定期的な実施と公表	都市計画課
				・浸水想定や浸水危険度を、3Dマップなどでわかりやすく見える化するを検討	都市計画課

地区別防災カルテの作り方

準備するもの

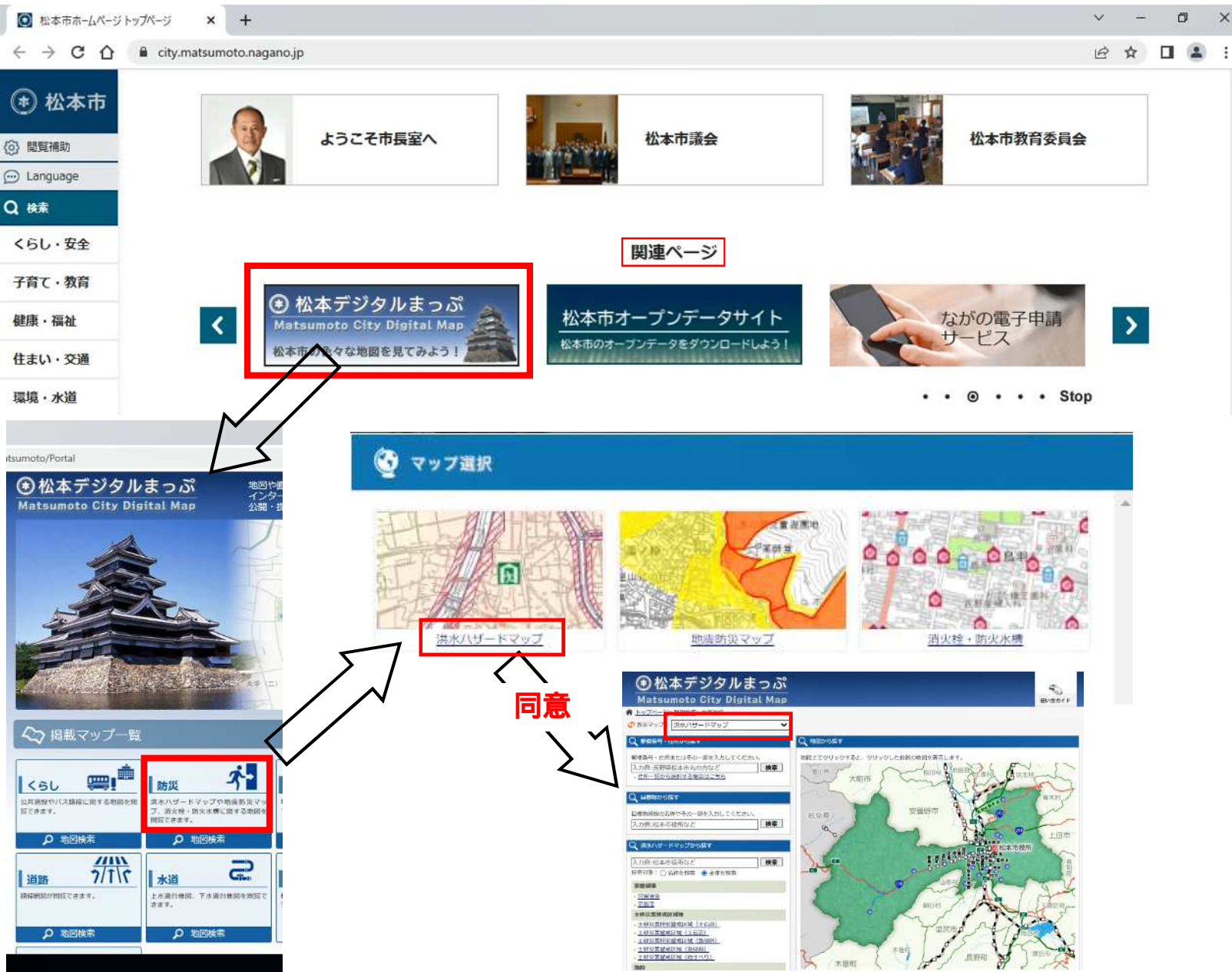
- 1 ハザードマップ（松本デジタルマップから出力したもの）
- 2 町会一時避難所一覧
- 3 要配慮者情報

手順

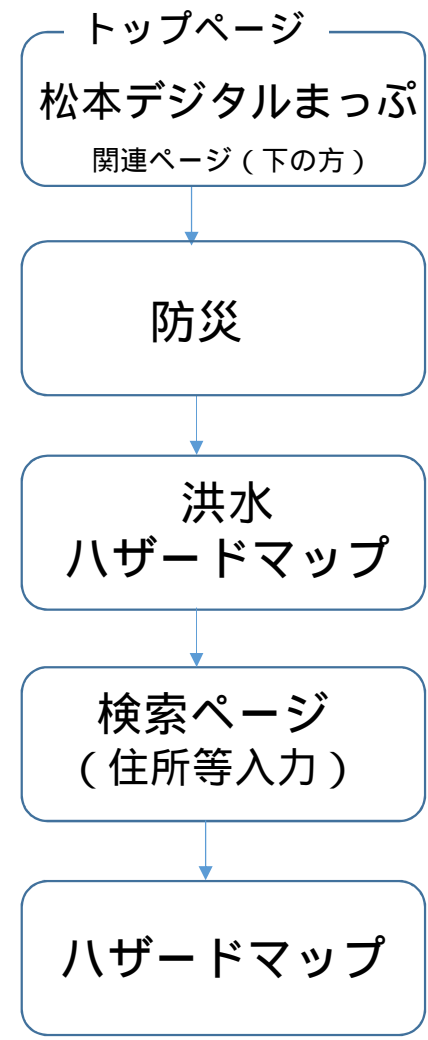
- 1 ハザードマップに町会の一時避難場所を記載
市へ届け出しているのと違う場合は、変更の届出必要があります
- 2 緊急車両が通れない又は通れなくなる恐れのある道路、町会の危険個所を記載
災害時には、どこの道路が通れるのかという情報はすぐにはでないもとして、どこに、どのような危険があるのか、どこの道なら通れる（可能性が高い）のかを事前に把握し、周知を図る
- 3 要配慮者（避難行動要支援者）情報（どこの家にどのような方が住んでいるか分かっている場合は、明記）記載
- 4 その他
 - ・ジャッキやチェーンソー等の工具の所有者

その他の情報確認サイト

重ねるハザードマップ（液状化）国土地理院



松本市ホームページ



松本デジタルまっぷ | 地図表示 - Google Chrome
www2.wagmap.jp/matsumoto/Map?mps=2500&mid=4&mtp=dm&mpx=137.96896137195196&mpy=36.23596028840815&gprj=3

松本デジタルまっぷ
Matsumoto City Digital Map

Mappin' Drop
地図をデザインしよう!

全画面表示 2画面表示 属性一覧 リンク 画像保存 印刷 使い方ガイド

洪水ハザードマップ マップ切替

現在地 松本市大手3丁目 付近 透過性 初期値

地形図

入力例:長野県松本市丸の内など 検索

探す 測る 描く ルート

表示切替 全て選択 全てはずす

- 洪水浸水想定区域 (1000年に1度程度おこる大雨)
- 新しい浸水想定(9河川)
 - ~0.5m未満
 - 0.5~3.0m未満
 - 3.0~5.0m未満
 - 5.0~10.0m未満
 - 10.0m以上
- 従来の浸水想定(5河川)
 - ~0.5m未満
 - 0.5~1.0m未満
 - 1.0~2.0m未満
 - 2.0~5.0m未満
 - 5.0m以上
- 洪水浸水想定区域 (100年に1度程度おこる大雨)

住所一覧から検索
目録物・施設一覧から検索

1/2500

索引図

36.23596028, 137.96896137 30m

18:50

印刷

PRINT

印刷の設定を下記の中から選択してください。

用紙の向きを選択

A4横

印刷する内容を選択

地図と属性情報 地図のみ

印刷を実行する前に、ブラウザのページ設定で「用紙サイズ：A4、用紙の向き：横」に設定されていることを確認してください。

- 広域図を表示
- 方位を表示
- スケールを表示
- 凡例を表示

縮尺

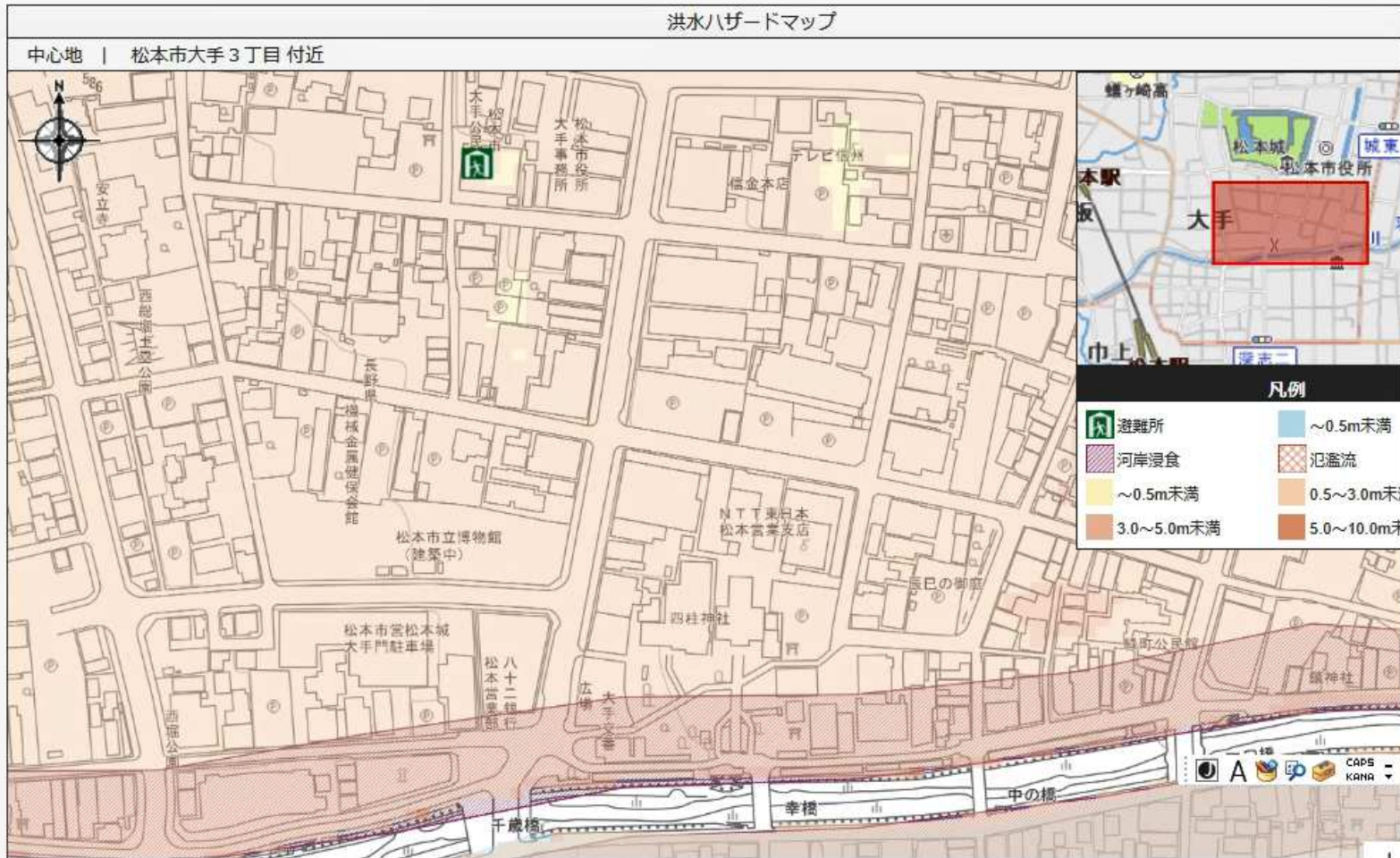
1/2500

印刷する

再プレビュー

PDF出力

閉じる



洪水ハザードマップ

中心地 | 松本市大手3丁目 付近



印刷日時: 2023/03/02 16:52:21